

長崎県産木材認証規程細則

1. (様式第1号) 長崎県産木材認証事業体認定申請書の作成について

- 1) 申請書の2. 製品の生産体制のうち、製材生産及び販売量並びに素材・製材品等の購入量については、現状では県産材の区分が明確にされていないので、最初の申請書については、推定数量を記入できるものとする。推定の場合は全体の取り扱いの15%を上限とする。

2. (様式第3号) 長崎県産木材証明書の作成について

- 1) 証明は、公共・公営事業への証明が主であるが、一般消費者の発注に伴う工務店等からの受注についても、また県産材が少量であっても県産材の証明書を添付すると共に、県産材の利用を推進するものとする。
- 2) 製品等の県産木材の証明は、規則第6に基づき、認定を受けた認証事業体、自らが生産・加工販売する県産木材の証明書を発行できるものとなっているが、素材の生産地(市町村名等)の記入等については、下記に基づき実施するものとする。
 - イ、市場から素材等を購入した場合は、森林組合等の出荷伝票等により市場の証明を受けて添付すると共に生産地を記入すること。
 - ロ、森林所有者から購入した場合は、所有者の出荷証明を受けて添付すること。
 - ハ、県外の業者(工場等)から直接購入する場合は、県産木材の生産地又は県内の取り扱い業者等(市場・森林組合等)の証明の写し等を受けて添付すると共に生産地等を記入すること。
 - ニ、森林組合管内の出荷については、森林組合の管内生産証明を添付すると共に生産地の森林組合等を記入すること。
 - ホ、その他疑義が生じた場合は、各支部長と打ち合わせて決定すること。
- 3) 生産地等の証明書の添付が出来ない製材品等については、県産木材としての扱いは出来ないものとする。

3. (様式第4号) 長崎県産木材調達不可能証明書の作成について

- 1) 見積書を提出するにあたって県産材での見積もりが出来ない場合は各支部長(組合長)の調達が困難である事の証明書を添付して発注者と協議するものとする。